

中心市街地活性化に係る 制度・運用の主な論点

1. 中心市街地活性化の理念・制度

- ①中活の役割・目的
- ②国と県の役割・広域的な視点
- ③中心市街地と郊外開発
- ④他の制度(他省庁)との連携
- ⑤周知徹底

2. 中心市街地活性化の計画・認定

- ①計画目標・評価指標(KPI)・PDCA
- ②認定要件

3. 中心市街地活性化の展開・実施

- ①実施主体
- ②事業性
- ③人材
- ④住民参加

平成25年10月

1. 中心市街地活性化の理念・制度(1)

①中活の役割・目的

- 中活は商店街のためでなく住み良いまちづくりのため、中活はまち全体を考えると、税収増(郊外と商店街の税収は66倍の格差)・農地再生の効果
- 中活の目的は効率性(既存ストックの活用)・街の顔・内需拡大、中活法はエリアを限定して都市・産業政策等を総合的に調整可能にする

【ご議論いただきたい論点】

→中活の役割は何か。中活は、地域全体の活性化にどのように貢献すると考えるべきか。

<現行制度>

- ・ 中心市街地の要件として、「当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切」(法第2条)。
- ・ 中心市街地は、「当該市町村及び周辺地域の市街地の規模、配置、相互関係等の現状、総合計画等のまちづくりの方針等との整合性について確認し、当該市街地の活性化に取り組むことが、当該中心市街地のみならず、市町村全体やその周辺の地域の発展にも効果の及ぶものであるかをもって判断する」(基本方針第3章)。

※別紙P2～3参照

②国と県の役割・広域的な視点

- コンパクトシティの中での中心市街地、市町村を超える広域圏の政策・生活圏で機能分担、郊外開発の抑制・都市機能の集約は現場に近くなるほど難しい・定住自立圏の中心市と周辺市町村との機能分担

➤ 【ご議論いただきたい論点】

→国と県の役割は何か。生活圏・経済圏の実態が市町村を超えて広域になっていることを踏まえると、広域自治体である都道府県が一定の役割を担うことが考えられるが、そのためにどのような仕組みが必要か。

→また、市町村を超えた広域圏(例えば定住自立圏)での取組を促進させるには、どのような仕組みが必要か。

<現行制度>

- ・ 都道府県は、「認定基本計画の写しが送付され、この機会に必要な助言ができる」だけとなっている(法第9条)。

<県条例等>

- ・ 県条例により、一定以上の大規模集客施設の立地に関して届出義務を課しているところがあり、条例制定後、福島で届出0件、北海道・岩手・宮城で届出は全て誘導地域、新潟で届出12件中11件誘導地域、兵庫で届出89件中86件誘導地域、鳥取で届出16件中12件誘導地域。
- ・ 要綱・指針・方針・ガイドライン・ビジョンを制定し、一定以上の大規模集客施設の立地に関する用途変更の際の広域調整に係る事項等を定めている県もある。山形・茨城・山梨・愛知・大阪・香川・福岡・長崎・熊本・大分・宮崎・沖縄で策定。

※別紙P4～5 参照

1. 中心市街地活性化の理念・制度(2)

③中心市街地と郊外開発

- ハード事業は特定エリアに集中・マネジメントとの連携、住宅整備＋テナントミックス＋医療介護等(生活者目線)、空き店舗を使えば減税、郊外開発メリットを超える中心へのインセンティブが必要
- 税優遇や大店法特例によるまちなかへの誘導、ロードサイド(中型店等)の出店抑制、条例措置

【ご議論いただきたい論点】

→ 中心市街地と郊外との機能分担をどのように考えるか。単なる衰退した商店街・中心市街地の再生のみならず、地域全体の活性化に資するためには、どのような取組が必要か。

→ その場合、大型店舗等の立地をどのように調整していくべきか。

＜現行制度等＞

- ・ 第一種大店立地法特例地域(法第36条):認定中心市街地活性化基本計画に定められた区域において、市町村の要請により都道府県等が指定。大型店設置者による大店立地法の新設・変更等の届出や説明会等が不要となり、実質的に出店等の手続きが撤廃。
- ・ 郊外における大規模集客施設の立地に制限をかけている市町村は全体の約4%(内閣府調査)。
- ・ 中心市街地への都市機能の適切な立地誘導や、郊外部の土地利用規制については、都市計画手法の活用により一定の有効な対応が可能となっている。特に準工業地域への大規模集客施設の立地については、特別用途地域等を活用することが要件となっている(基本方針第10章の2)。

④他の制度(他省庁)との連携

- 省庁連携強化、規制の必要性、土地の流動化、住宅規制、中活と公共交通がセット、
- コンパクトシティ・郊外型開発の規制、横の連携(スクールバスを福祉バス・オンデマンドバス・農作物運送)

【ご議論いただきたい論点】

→ 中心市街地と郊外との機能分担を踏まえつつ、どのように他の制度(省庁)との連携を図っていくべきか。

＜地方都市の現状等＞

- ・ これまで、人口増とともに、市街地は郊外へ急速に拡大。地方圏の県庁所在地においては、1970年から2010年までに人口が約2割増加する中で、市街地は2倍に拡大。
- ・ 政策として「コンパクトシティ」を掲げている市町村は全体の約19%(内閣府調査)。

⑤周知徹底

- 首長＋担当へ説明・必要な所に押しかけ・国や県からの逆提案、地方議会(郊外出身議員)の理解

【ご議論いただきたい論点】

→ 上記のような中活の理念・意義をどのように市町村に周知徹底していくべきか。

2. 中心市街地活性化の計画・認定(1)

①計画目標・評価指標(KPI)・PDCA

- 税収増、街のイメージ・地方は観光や雇用・住民の満足度、インフラ整備コスト低下、活性化の時間軸、街全体の評価、来やすい・きれい・楽しい・事業のための計画、郊外に大規模集客施設を造らないことが成果
- 評価指標はどれも通行量(販売額との関係?)・人口・空き店舗・小売り売上等画一的、自分たちで判断して何を使うか・自分たちでデータをつくる、データの見える化・行動履歴情報の活用

【ご議論いただきたい論点】

→計画の目標はどのようにすべきか。

→計画目標の進捗を評価する定量的な指標(KPI)はどのようにすべきか。統一した指標とすべきか、各自治体の実態に合った指標とすべきか。

→目標・指標をどのようにフォローアップ(PDCA)すべきか。

<現行制度>

- 基本計画の記載事項として、「目標を定める場合は、基本方針第1章に掲げられた目標に従い、認定を受けようとする市町村において、地域の実情に応じて、重点化等を行って設定することができる。その際、設定された目標の達成状況を的確に把握できるよう、居住人口、歩行者通行量、事業者数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づいて設定する」(基本方針第2章)。
- 認定基本計画の進捗状況の把握として、「市町村は、計画期間中に、認定基本計画に掲げた取組の着実な実施を通じて中心市街地の活性化が実現できるよう、定期的にフォローアップを行うものとする。このフォローアップにおいては、市町村は、目標を設定している場合は当該目標の達成状況についても確認する」(基本方針第2章)。

※別紙P6～7参照

2. 中心市街地活性化の計画・認定(2)

②認定要件

- 一市町村で複数拠点指定、準中心市街地・相互補完型
- 市町村を超えた広域指定・広域的な中活の事例として定住自立圏
- 規模、密度、規模を定義すべきでない
- 小さいまちの認定拡大、4分野の活性化事業が求められる

【ご議論いただきたい論点】

→「選択と集中」を踏まえつつ、一市町村内の複数拠点を認定する場合、どのような基準で認定すべきか。

→市町村を超えた広域を認定する場合はどうか。

→区域の規模等をどう考えるのか。

→総合的・一体的取組の重要性を踏まえつつ、市町村の裾野を拡大するために、4事業(市街地整備・都市福利施設整備・居住環境向上・商業活性化)をパッケージで行わなくてもよいとすると、それはどのような場合か。

<現行制度等：複数拠点関係>

- ・ 中心市街地の要件として、「相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地」(法第2条)。
- ・ 中心市街地は、「原則的に一市町村に一区域となるものである。しかし、合併市町村、政令指定都市等、同一の市町村の内であっても、地域によって異なる課題を持っているなど、地域の実情により中心市街地とすべき地域が複数存在する場合も考えられる」(基本方針第3章)。
- ・ 一市町村における複数認定事例は、北九州(小倉・黒崎／昭和38年合併(政令指定都市)・平成20年小倉・黒崎認定)、静岡(静岡・清水／平成15年合併・平成21年静岡・清水認定)、熊本(熊本・植木／平成22年合併・平成19年熊本認定・平成21年植木認定)。
- ・ 平成18年改正による国の認定制度の導入は、旧法の反省に基づき、「選択と集中」の強化の観点で、国による重点的な支援を実施するために創設したもの。

<現行制度等：4事業関係>

- ・ 「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する」ことが法の目的となっている(法1条)。
- ・ 基本計画において、「市街地の整備改善」、「都市利便施設を整備」、「居住環境の向上」、「商業の活性化」の各事業に関する事項を定めるものとされている。
- ・ ただし、「地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から、新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の理由の記載を持って、事業等の記載がされているものとみなす」(基本方針第2章)。
- ・ 具体的には、豊後高田(人口3万人、平成19年認定)、弘前(人口19万人、平成20年認定)とも、既存ストックを活用することにより、計画期間内での行政主体の居住施設整備は予定なし。※別紙P8参照
- ・ 人口3～5万人の市町村の内、①4要素を盛り込むことが中心市街地活性化基本計画の認定申請に至らない理由としているのは67%、②中心市街地と認識している地域があり、かつ、現在その地域の活性化に取り組んでいるのは52%(内閣府調査)。

※別紙P9参照

3. 中心市街地活性化の展開・実施(1)

①実施主体

- 自分たち(商店街、街の人)でまちづくりをしなければならない時代、重要なのは組織力
- 協議会は市民の合意形成の場、協議会は法人格がないので事業推進になると厳しい、参加者は会長・委員長という肩書で活発な議論が難しい、多様なソフト事業・市民や企業の参加促進
- まちづくり会社は実施主体、民間が主導権、身の丈・時代に合った・大型店に頼らない開発、まちづくり会社にする
と責任感が生まれる
- 地域金融機関の役割はコンサルティング機能と資金供給機能

【ご議論いただきたい論点】

→中活事業の実施主体をどう考えるか。協議会・まちづくり会社等の機能分担をどう考えるか。

<現行制度等>

- ・ 「市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議するため、協議会を組織することができ、協議会は上記の事項に関し、意見を述べることができる」(法第15条)。
- ・ 必須構成員は「①中心市街地整備推進機構もしくは良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社、②商工会または商工会議所、もしくは商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人等または特定会社」(法第15条)。
- ・ その他、事業実施者、地権者、地域住民の代表者、NPO等の認定基本計画及びその実施に対して密接な関係を有する者等地域の多様な関係者の参画が図られなければならない(基本方針第9章)。
- ・ 協議会は「年に1回も開かれていない」「年に1回」が約4割(経産省調査)。

3. 中心市街地活性化の展開・実施(2)

②事業性

- 事業性(公益性・収益性)・独自の収益源確保(不動産・広告、ローカルのモデル)・総合評価入札、駐車場・街に再投資・地域の負担金(それを超えるサービス提供)

【ご議論いただきたい論点】

- 実施主体が中活事業を持続的に行っていくために、実施主体の収益性をどのように確保していくか。
- その際、公有財産を積極的に活用していくために、工夫すべきではないか。

<現状>

- ・ まちづくり会社の職員数は平均6.6人、収入は平均で5800万円。収入源の内訳をみると「行政からの補助」「行政からの委託料等」が6割、駐車場経営、施設管理、飲食、物販といった自主事業収入は4割(経産省調査)。

※別紙P10参照

③人材

- 経営者(ある意味独裁者的な存在)が必要・やらせる・公募・送り込む
- リスクを負っている者たちだけでやる
- コミュニティデザイナー(ぼぐし屋・繋ぎ屋・外の人)が必要、人材を複数年契約で公募、

【ご議論いただきたい論点】

- 実施主体や人の繋がりを促す人材をどのように確保していくか。

④住民参加

- つながりを作るところからスタート、協働でやることによってコミュニティができる・運動体、市民による計画策定、民の意見を反映、言った人が実行、コミュニティの担い手は商店街の役割

【ご議論いただきたい論点】

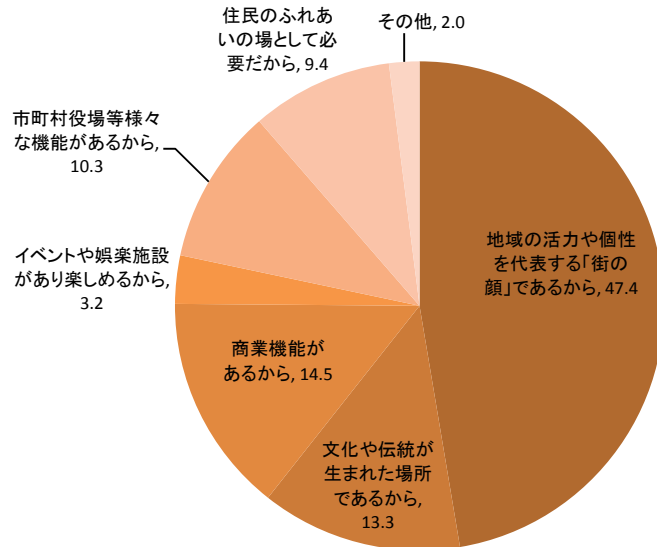
- 住民参加を促し、事業をよりよいものにしていくためには、どのような仕組みが必要か。

中心市街地活性化に係る制度・運用の 主な論点に係る参考資料

中心市街地を取り巻く状況

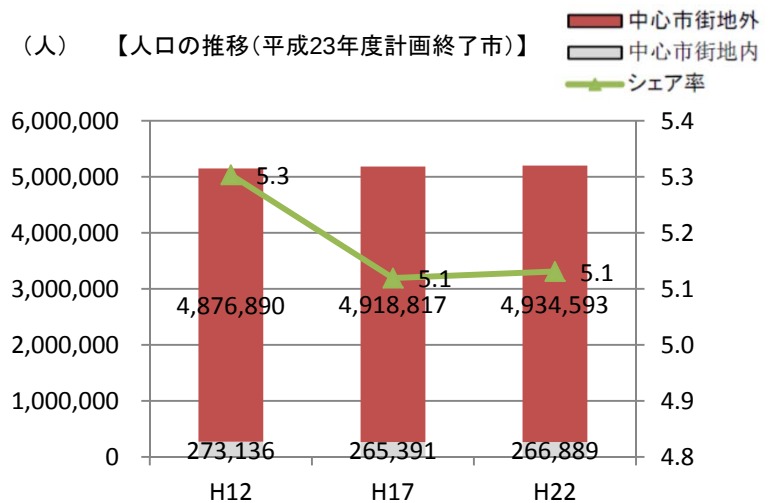
【中心市街地の「街の顔」としての役割を重視】

「中心市街地が必要な理由」についてのアンケート結果



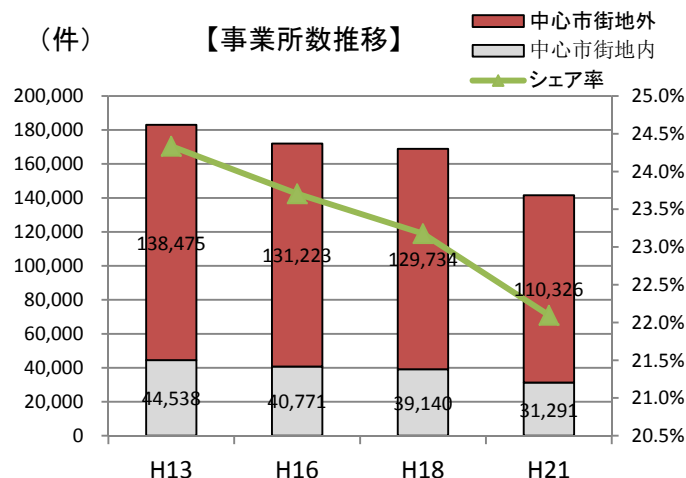
平成22年度中心市街地に関する県民意識・消費行動調査(新潟県)

【認定中心市街地の人口シェアは低い】

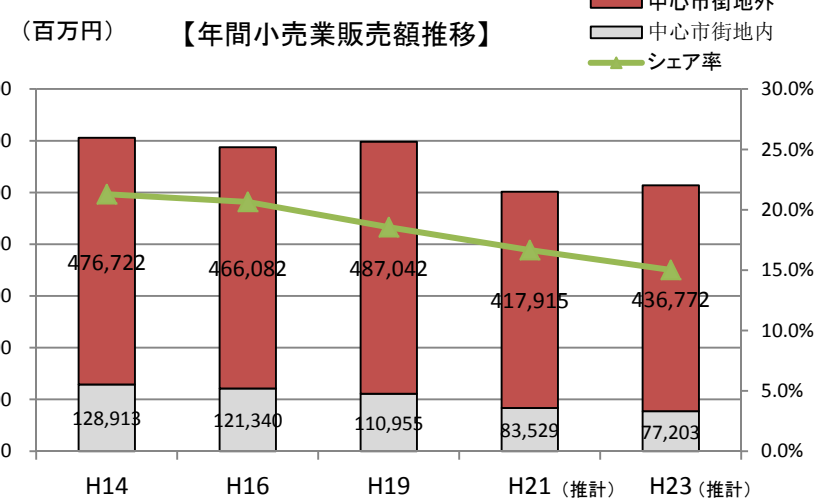


出典: 平成24年度中心市街地商業等活性化支援業務
「中心市街地活性化施策の効果分析事業」(経済産業省委託調査事業)

【中心市街地の事業所数、販売額は減少】



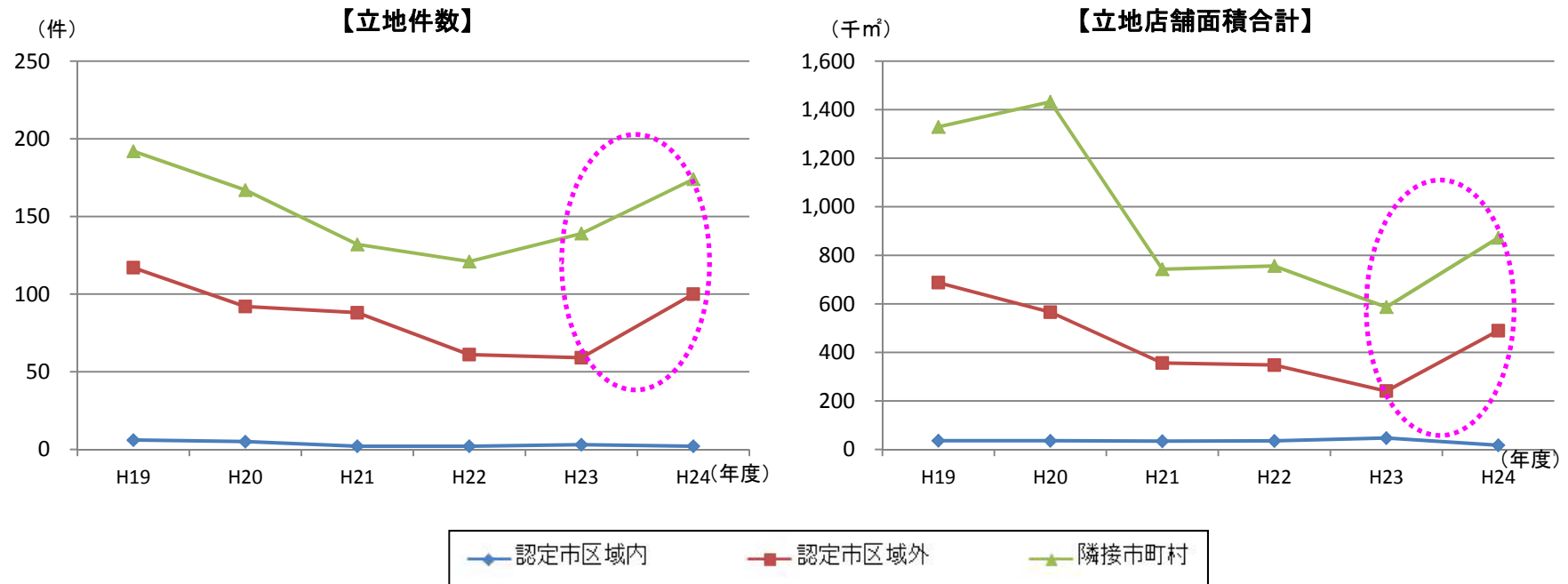
出典: 平成24年度中心市街地商業等活性化支援業務
「中心市街地活性化施策の効果分析事業」(経済産業省委託調査事業)



出典: 平成24年度中心市街地商業等活性化支援業務
「中心市街地活性化施策の効果分析事業」(経済産業省委託調査事業)

中心市街地内外への大規模小売店立地動向(認定区域内外)

立地件数、立地店舗面積のいずれも直近では増加している。



出典: 大規模小売店舗立地法に基づく届出数より中心市街地活性化基本計画認定市110市とその隣接する市町村の出店推移を自己集計
認定市の認定区域・認定区域外及び認定市の隣接市町村を届出の住所から集計した。

※ 2,000㎡を超える大規模小売店舗の新設日について集計。

都道府県において大規模集客施設の立地に関する条例を制定している例

平成25年9月末調査

都道府県	種類	名 称	対 象		主な制度内容	届出件数	
			面 積	内 容		誘導地域	誘導地域外
北海道	条例	北海道地域商業の活性化に関する条例(H24)	店舗面積6,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・特定小売事業施設の設置者に対して届出を求める。立地市町村等で説明会を実施。関係市町村と住民は、計画に対し意見を述べることができる。 ・適正立地への誘導方針については特段なし。	4件	0件
岩手県	条例	特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例(H19)	店舗面積6,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・「特定大規模集客施設立地誘導指針」において誘導地域を明示。 ・商業・サービス業務機能の集積地域、広域拠点となることが適切な地域、都市機能の集積が図られている「中心市街地」区域内へ立地を誘導。	7件	0件
宮城県	条例	宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例(H22)	床面積10,000㎡以上又は店舗面積6,000㎡以上のもの	新設、増床、用途変更	・立地誘導地域以外における特定大規模集客施設の設置者に対して届出を求める。 ・都市計画法に規定する近隣商業地域及び商業地域、認定中心市街地の区域及び第二種大規模小売店舗立地法特例区域、その他、知事が指定した地域等へ立地を誘導。	1件	0件
福島県	条例	商業まちづくりの推進に関する条例(H18)	店舗面積6000㎡以上。 店舗面積の算出が困難な場合は、延べ床面積が10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・立地市町村の基本構想や土地利用構想との適合が必要。 ・都市計画マスタープランへの商業集積の位置づけ、商業地域・近隣商業地域、人口集中地区(DID)等の条件を満たす地域へ立地を誘導。	0件	0件
新潟県	条例	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(H20)	床面積10,000㎡以上の集客施設で、小売業の用に供する店舗面積3,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・特定集客施設の設置者に対して、地域貢献に関する活動計画(地域貢献計画)及び実施状況に関する書面の提出を求め、その内容を公表するとしている。 ・基本方針を定め、誘導地区(商業系用途地域等)及び抑制地区(立地誘導地区以外の区域(準工業地域、都市計画区域外の区域等))を設定し立地を誘導。	11件 (内1件重複)	1件
兵庫県	条例	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(H17・H20改正)	店舗面積1,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・事業者は、大規模集客施設の立地に伴い周辺地域に及ぼす影響に関する調査を実施し、その結果を踏まえ新築等の基本計画の提出が必要。 ・県内の主要な駅等にて「広域商業ゾーン」、「地域商業ゾーン」を指定し、大規模集客施設の立地を誘導。	86件	3件
鳥取県	条例	鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(H21)	店舗面積1,500㎡以上	新設、増床	・事前届け出と地域貢献計画書の作成、住民説明会の開催と関係市町村長からの意見聴取が必要。 ・商業地域以外に立地する場合に申請が必要であり、規模に応じて立地誘導する地域要件(都市機能の集積度及び道路路線数等)を定め立地を誘導。	12件	4件

都道府県において大規模集客施設の立地に関する方針等を制定している例

平成25年9月末調査

都道府県	種類	名 称	対 象		主な制度内容	調整件数	
			面 積	内 容		誘導地域	誘導地域外
山形県	要綱	山形県都市計画広域調整要綱(H20) 市町村土地利用計画の広域調整要綱(H18) (農用地利用計画変更等)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・協議市町と県が都市計画の素案を検討することに加え、周辺市町村への計画の説明や周辺市町村からの意見聴取を実施する。	5件	0件
茨城県	指針	大規模な集客施設に係る都市計画指針(H19)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・市町村が定めようとする大規模な集客施設の立地に係る都市計画の知事同意にあたり、都市計画法第19条第5項の規定に基づき、隣接する市町村に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を要求。	2件	0件
山梨県	方針	大規模集客施設等の立地に関する方針(H22)	床面積6,000㎡以上	新設・増床	・設置者に対し、早期段階での立地計画書の届出を求め、住民等に意見提出の機会を提供し、関係者の議論の結果を計画の適正化に反映させる。 ・都市計画区域マスタープランにおいて大規模集客施設の立地敷地を定め、それ以外の地域における立地については抑制を基本とし立地を誘導。	7件	0件
愛知県	ガイドライン	愛知県商業・まちづくりガイドライン(H19)	床面積3,000㎡以上	新設・増床 (名古屋市内を除く)	・出店企業は、社会的責任として地域貢献活動の促進、地域説明会の開催、行政機関との会議の開催を実施する必要がある。 ・大規模集客施設等の立地を誘導すべき地域を市町村において策定。その際、準工業地域への大規模集客施設の立地は原則として抑制することが望ましいとし立地を誘導。	46件	0件
大阪府	指針	大規模集客施設の適正立地に関する運用指針(H19)	—	—	・立地による影響について、広域的な都市計画の観点から関係市町村に意見の開示等、必要な協力を求めることができる。 ・市街化調整区域において、周辺を概ね市街化区域に囲まれている地域を基本とし、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」等において、大規模集客施設の立地に関して位置づけがある場合、立地が適正であるとの方針。	—	—
香川県	ガイドライン	大規模小売店舗の立地に関するガイドライン(H19)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・新たな社会負担などが生じるおそれのある場所への立地を抑制し、適正な場所に立地を誘導。 ・農業振興地域等新たな社会負担などが生じるおそれのある場所への立地を抑制し、適正な場所に立地を誘導。	3件	0件
福岡県	ビジョン	大規模集客施設の立地ビジョン(H19)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・大規模集客施設の立地について評価を実施。評価結果について住民の意見を求め、その後市町村、県の都市計画審議会で議論を実施する。 ・商業地域等の用途地域、あるいは開発整備促進区域等を活用した地区計画の指定等の広域拠点を設定し立地を誘導。	2件	5件
長崎県	ガイドライン	長崎県大規模集客施設等立地ガイドライン(H19) ※公共公益施設の立地誘導に関する内容も含む	床面積10,000㎡以上	用途変更	・「まちなか」(商業系の用途地域指定や都市機能の集積等の要件あり)を新たに設定・拡大する場合、市町が具体的な都市計画案を示して県の同意を得ることが必要。 ・原則「まちなか」として都市計画に位置付けられた区域へ立地を誘導。	1件	0件
熊本県	ガイドライン	大型店の立地に関するガイドライン(H17・H21改正)	床面積5,000㎡以上	新設、増床	・出店企業側が県に出店計画書及び地域貢献活動計画を提出する必要がある。隣接市町村との調整を行い同意、不同意の判断を実施する。 ・適正立地への誘導方針については特段なし。	75件 (既存店含む)	0件
大分県	方針	大規模集客施設の立地誘導方針(H21)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・都市計画法に基づき、市町村が大規模集客施設の立地を可能にするために用途地域を指定又は変更するなど、広域の見地からの調整を行った上で、同意・不同意の判断を行う。 ・床面積10,000㎡を超える大規模集客施設は「広域拠点」内に設定する「誘導区域」に立地を誘導。	0件	0件
宮崎県	ガイドライン	大規模集客施設立地影響評価ガイドライン(H21)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・「まちづくり基本方針」にて、大規模集客施設について、積極的に誘導していく地域を定め、その地域以外については原則抑制することを明示。 ・立地を誘導する区域以外に立地する場合の都市計画決定手続きのうち、県の広域調整に必要となる影響評価書の作成方法・評価基準について策定。	0件	0件
沖縄県	ガイドライン	大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン(H19)	床面積10,000㎡以上	新設、増床、用途変更	・県は広域的な視点からその適正な立地についての調整を行う。関係市町村から意見聴取を実施する。 ・「都市計画区域マスタープラン」に位置付けられた都市機能の集積を誘導する地域(集積誘導地域)は、立地に対する影響を考慮しつつも土地利用規制の変更を速やかに行い立地を誘導。	2件	0件

中心市街地活性化基本計画で設定されている目標指標

【認定計画数】116自治体、140計画

【目標指標数】416指標

【目標指標の分野別数】

通行量	居住人口	販売額	空き店舗	施設入込数	公共交通 機関利用	その他
146	87	38	28	74	16	27

【市独自のユニークな指標の例】

自治体名	目標指標
広島県府中市(第1期)	商業集積地域の商店の数と質
千葉県柏市	滞留時間
兵庫県宝塚市	NPOが実施する事業の数
宮崎県日向市	市民の企画によるイベント回数
愛知県豊田市(第1期)	エコシール年間受取枚数
兵庫県伊丹市	まちづくりサポーター制度登録者数
大分県大分市(第1期、第2期)	まちなか滞留時間(3時間以上の割合)
埼玉県川越市	滞在時間半日以上観光客割合
愛知県安城市	活性化事業に参加した市民の数

中心市街地活性化基本計画で設定されている参考指標

基本方針第2章3. ①a)に、「基本計画には居住人口、歩行者通行量・・・(中略)・・・空き店舗数等についての絶対値、変化率等の定量的な指標に基づく数値目標を設定しなければならない」との規定があり、定性的な指標の設定は認められていない。

そこで、中心市街地の活性化度合いをより正確に把握するため、市民の意識といった定性的評価の把握や基本計画で設定されている目標指標を補完するため、独自で参考指標を設定している自治体も存在する。

【市独自のユニークな参考指標の例】

自治体名	参考指標
長野県飯田市	中心市街地における二酸化炭素排出量
山形県山形市	(仮称)「やまがたお勧めの逸品」キャンペーン参加店舗数
大阪府高槻市	市民の「体感治安」の向上(体感治安の悪さの改善) 「高槻らしさ」に対する市民意識 音楽交流拠点の数
兵庫県明石市	中心市街地の満足度
滋賀県大津市	町家等の修景・活用数
福井県福井市(第2期)	まちなか好感度・素敵度
新潟県十日町市	住みたい度 拠点施設整備の満足度

基本計画認定市からのヒアリング結果（平成25年9月 内閣府実施）

●4分野のうち「居住環境の向上」の活性化事業を掲載していない理由 （弘前市及び豊後高田市の全2市）

弘前市	一定のまちなか居住は確保されているため、 <u>既存ストックを活用</u> することにより計画期間内での行政主体の居住施設整備は予定していない。認定前に民間事業が複数竣工しており、 <u>新たに掲載する事業が生まれにくいタイミング</u> でもあったと考えられる。
豊後高田市	一定のまちなか居住は確保されているため、 <u>既存ストックを活用</u> することにより計画期間内での行政主体の居住施設整備は予定していない。基本計画には掲載していないが、 <u>市全体を対象とする定住促進事業</u> には複数取り組んでいる。

●小規模自治体が基本計画の策定にあたって苦労した点 （人口規模が5万人未満の4市を抽出）

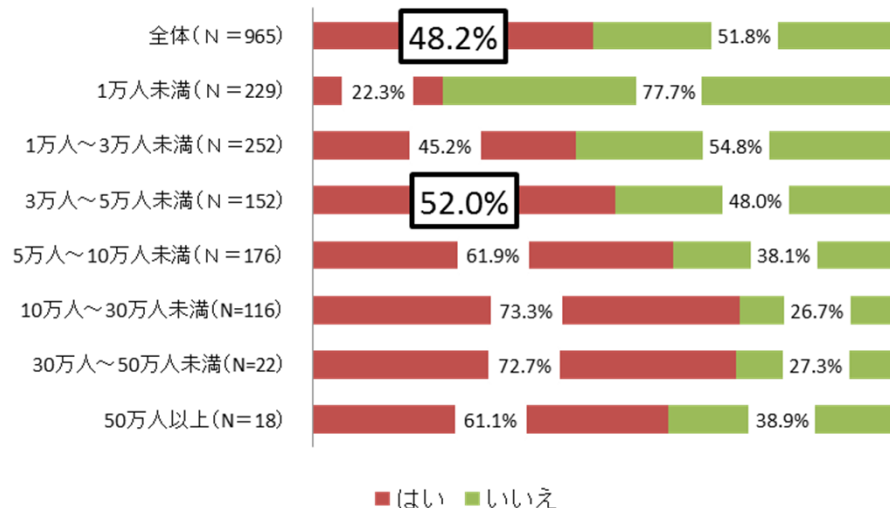
A市	<u>財政面での制約等</u> により、特に「居住環境の向上」に資する事業を掲載するのに苦労し、結果としては事業数よりも事業効果という質の部分を吟味せざるを得なかった。
B市	「商業の活性化」のようにソフト事業を幅広く掲載しやすい分野はよいが、4分野フルセットの掲載については <u>財政面での制約に加え、事業区域が限定的</u> であるため苦労した。
C市	<u>財政面での制約等</u> により、特に「居住環境の向上」に資する事業を掲載するのに苦労したと共に、 <u>商店街の規模や体力</u> からしても「商業の活性化」に資する民間事業が生まれにくい状況であった。
D市	<u>財政面での制約等</u> により、特に「居住環境の向上」に資する事業を掲載するのに苦労し、民間事業についても掘り起こすことができなかった。

中心市街地活性化施策に関するアンケート調査結果について

(対象: 中心市街地活性化基本計画の認定を受けていない全国1,627の自治体【回収965件、回答率 59.3%】) 平成25年9月実施: 内閣府

中心市街地と認識している地域があり、かつ、現在その地域の活性化に取り組んでいるか？

【回答のあった自治体の約半数は、中心市街地の活性化に取り組んでいる】

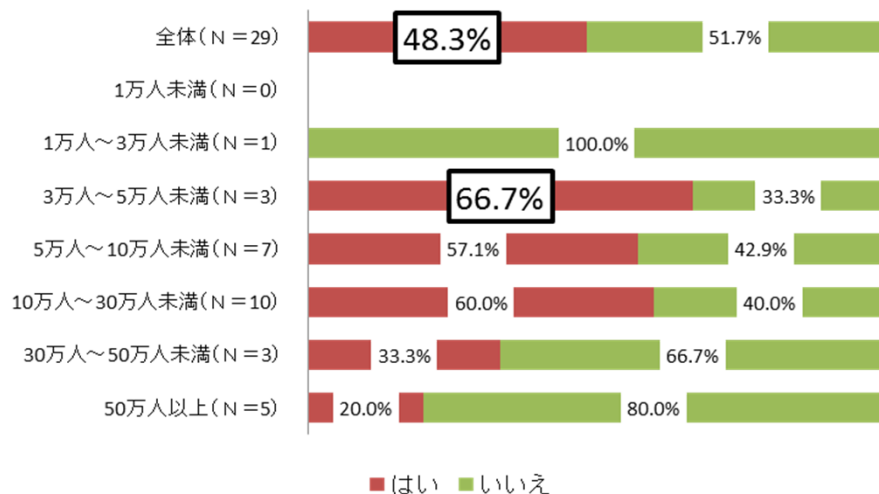


■ はい ■ いいえ

「市街地の整備改善」、「都市福祉施設の整備」、「街なか居住の推進」、「商業の活性化」の4要素を盛り込むことが、認定申請に至らない理由となっているか？

(対象: 現在、認定を受けるため計画の策定に取り組んでいる自治体)

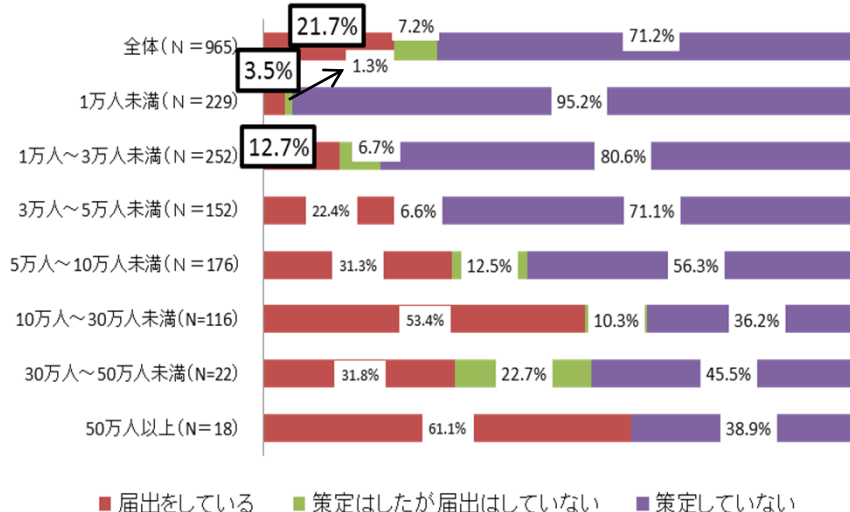
【約半数の自治体は、4要素を盛り込むことが困難であったため認定申請に至らなかった。特に「都市福祉施設の整備」と「住宅環境の改善」のハードルが高いとの意見が多かった。】



■ はい ■ いいえ

平成18年の中心市街地活性化法改正前に中心市街地活性化基本計画を策定・届出したか？

【人口3万人以下の自治体の内4.1%は、旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を届出している】



■ 届出をしている ■ 策定はしたが届出はしていない ■ 策定していない

認定制度への意見や要望について

<制度に関して>

・小さな市町村にとって、認定を受けることによるメリットがある大規模事業を計画することが財政的に厳しいため、現行制度による認定を受けることが困難である。

・民間事業者が積極的に活性化事業を行えるような補助制度が欲しい。

<周知徹底に関して>

・制度そのものを理解できていないので、説明会等の実施を希望する。

・制度についての情報提供や制度により実施できる内容など具体的に資料の提供を希望する。

<認定要件に関して>

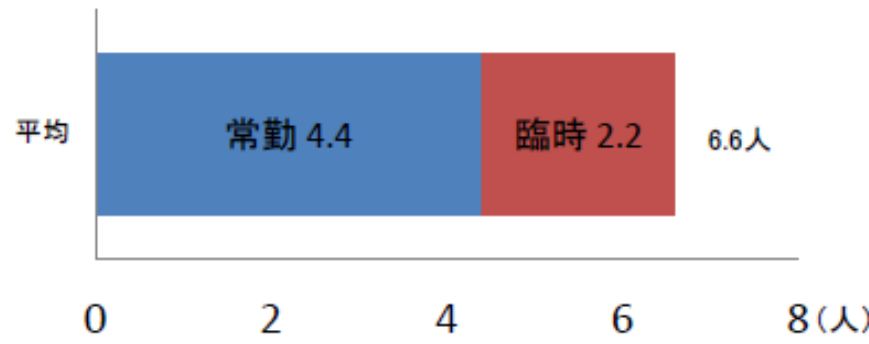
・市内1箇所を中心市街地として認めると、認定外の地区から不満が出るため、今後も認定を目指す予定はない。

<住民参加に関して>

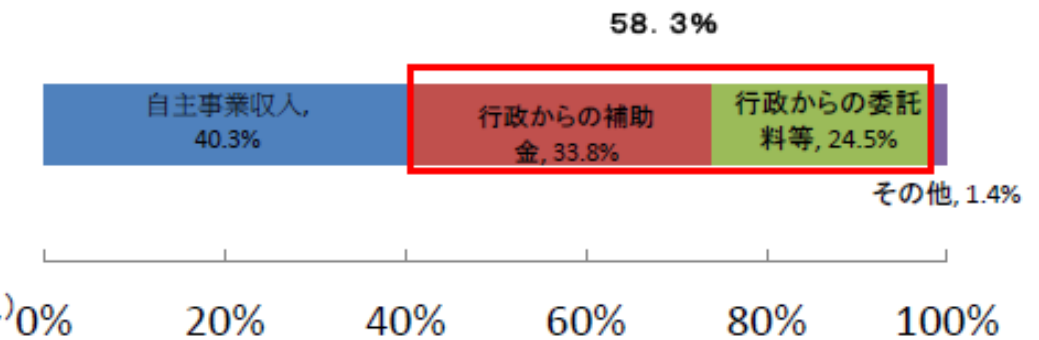
・現在、商店街や市民活動団体等と連携し、まちなかでのコミュニティ活動を支援することにより、中心市街地の賑わい創出に取り組んでおり、これらに対する国の支援が欲しい。

まちづくり会社の職員数、収入源

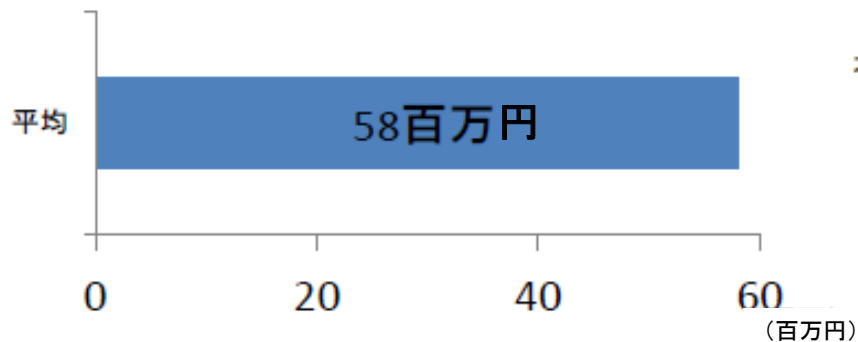
職員数



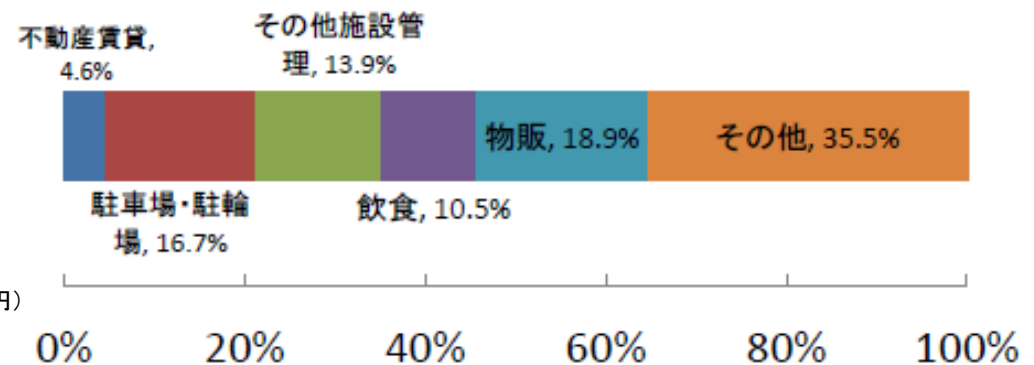
収入源の内訳



収入



自主事業収入の内訳



出典:平成24年度 経済産業省「まちづくりの取組を担う組織・団体のあり方に関する調査・研究事業」報告書より引用